

内部監査の実施状況について  
(平成24年3月31日現在)

茨城労働局

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局総務課	平成23年12月20日 に実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の組織及び機構に関する事項</li> <li>・支出負担行為及び支出に関する事項</li> <li>・現金出納に関する事項</li> <li>・契約に関する事項</li> <li>・物品管理に関する事項</li> <li>・その他の事項</li> </ul>	特になし	
局内各課室	平成23年12月21日 から 平成24年2月15日 にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の組織に関する事項</li> <li>・支出負担行為及び支出に関する事項</li> <li>・現金出納に関する事項</li> </ul>	特になし	
水戸労働基準監督署 他7署	平成23年10月7日 から 平成23年10月25日 にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の組織に関する事項</li> <li>・支出負担行為及び支出に関する事項</li> <li>・現金出納に関する事項</li> <li>・物品管理に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	非常勤職員にかかる勤務日数等報告書の 実勤務日数の集計誤りによる過払いが認 められた。(1署)	訂正報告を行い、過払い額を回収した。
			備品供用簿に記載もれのある物品が認め られた。(1署)	備品供用簿への登記をした。
			物品管理簿に「現金領収証書等(収入官 吏)」の登記もれが認められた。 (1署)	物品管理簿への登記をした。
			「現金領収証書等(収入官吏)」にかか る重要物品請求書・受領書が未作成であ った。(1署)	重要物品請求書・受領書を作成した。
水戸公共職業安定所 他12所	平成23年10月14日 から 平成23年11月18日 にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計の組織に関する事項</li> <li>・支出負担行為及び支出に関する事項</li> <li>・現金出納に関する事項</li> <li>・物品管理に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	非常勤職員の年休付与日数の誤りが認め られた。(1所)	誤りがあった者の年休付与日数を訂正し た。
			非常勤職員にかかる勤務日数等報告書を 前月分のデータで誤って作成したため、 追給・回収が発生した。(1所)	訂正報告を行い、該当者の追給・回収を した。
			給付金の現金支払の際、現金引出し額に 誤りがあった。(1所)	決議書決裁時及び小切手振出時等の照 合・確認を徹底することとした。
			備品供用簿の供用者と実際の使用者に相 違が認められた。(1所)	実際の供用状況に合わせて備品供用簿の 整理をした。